六　土地区画整理法第二条第二項に規定する工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立て若しくは干拓に関する事業が行われる場合においては、その事業の概要

七　津波復興住宅等建設区の面積

八　法第五十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事業に係る営農計画、農用地（農業振興地域の整備に関する法律第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）の用途区分及び主要工事計画

九　農業用用排水施設等（法第五十七条第一項第二号に規定する農業用用排水施設等をいう。）の種類及び管理方法

十　法第五十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事業に係る農用地の集団化の方針

4　第一項の設計図は、縮尺千二百分の一以上とし、次に掲げるものでなければならない。

一　復興一体事業の施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、復興一体事業の施行により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものであること。

二　復興一体事業の施行後における農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。）の用に供する宅地の区域を表示したものであること。

（事業施行期間）

第六条　法第五十七条第二項第三号に掲げる事業施行期間は、土地区画整理事業並びに同条第一項第二号及び第三号に掲げる事業についてそれぞれ記載しなければならない。

（資金計画書）

第七条　法第五十七条第二項第四号に掲げる資金計画は、土地区画整理事業並びに同条第一項第二号及び第三号に掲げる事業についてそれぞれ記載しなければならない。

2　前項の資金計画は、資金計画書を作成し、収支予算を明らかにして定めなければならない。

（施行地区及び工区の設定に関する基準）

第八条　法第五十七条第二項第一号に掲げる施行地区の設定に関する同条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する技術的基準（以下次条及び第十条において単に「技術的基準」という。）は、次に掲げるものとする。

一　施行地区は、道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するのに適当な施設で復興一体事業の施行によりその位置が変更しないものに接して定めなければならない。ただし、当該復興一体事業によりこれらの施設の整備改善を図ろうとする場合において、この整備改善により利益を受けることとなる宅地の範囲で施行地区を定める必要がある場合その他特別の事情がある場合においては、この限りでない。

二　施行地区は、当該復興一体事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画をいう。第十三条において同じ。）において定められている公共施設の用に供する土地を避けて定めてはならない。

三　施行地区を工区に分ける場合においては、工区と工区との境界は、できる限り道路、河川、運河、鉄道その他の土地の範囲を表示するのに適当な施設で復興一体事業の施行によりその位置が変更しないものに接して、又はその中心線により定めなければならない。

四　施行地区を工区に分ける場合においては、復興一体事業の施行後における工区内の宅地の地積（保留地の予定地積を除く。）の合計の復興一体事業の施行前における工区内の宅地の地積の合計に対する割合において、各工区間に著しい不均衡を生じないように工区を定めなければならない。

（復興一体事業の概要の設定に関する基準）

第九条　法第五十七条第二項第二号に掲げる復興一体事業の概要の設定に関する技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　復興一体事業の概要は、施行地区又は施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口一人当たり三十平方メートルから百平方メートルまでの地積を基準とし、人口約一万を収容することができることとされる地区をいう。）を想定し、当該近隣住区内に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めなければならない。

二　復興一体事業の概要は、農業の生産性の向上及び農業構造の改善を促進するように考慮して定めなければならない。

三　復興一体事業の概要は、幹線道路と幹線道路以外の道路との交差が少なくなるように考慮して定めなければならない。

四　区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く。）の幅員は、住宅地にあっては六メートル以上、商業地又は工業地にあっては八メートル以上としなければならない。ただし、特別の事情により、やむを得ないと認められる場合においては、住宅地にあっては四メートル以上、商業地又は工業地にあっては六メートル以上であることをもって足りる。

五　住宅地においては、道路をできる限り通過交通の用に供されることのないように配置しなければならない。

六　道路（裏口通路を除く。）が交差し、又は屈曲する場合においては、その交差又は屈曲の部分の街角について適当な隅切りをしなければならない。

七　復興一体事業の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について一人当たり三平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の三パーセント以上となるように定めなければならない。ただし、施行地区の大部分が都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域である場合その他特別の事情により健全な市街地を造成するのに支障がないと認められる場合及び道路、広場、河川、堤防又は運河の整備改善を主たる目的として復興一体事業を施行する場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りでない。

八　復興一体事業の概要は、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適当な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めなければならない。

九　復興一体事業の概要は、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、当該復興一体事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

（資金計画に関する基準）

第十条　法第五十七条第二項第四号に掲げる資金計画に関する技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。

二　資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。

（公告の方法）

第十一条　法第五十七条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の公告は、被災関連市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（公告事項）

第十二条　法第五十七条第十項に規定する農林水産省令・国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　復興一体事業の名称

二　事務所の所在地

三　事業計画の認定の年月日